

## 大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

大磯町議会会議規則（昭和41年大磯町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条～第18条）
- 第3章 議事日程（第19条～第23条）
- 第4章 選挙（第24条～第32条）
- 第5章 議事（第33条～第45条）
- 第6章 発言（第46条～第60条）
- 第7章 委員会（第61条～第73条）
- 第8章 表決（第74条～第83条）
- 第9章 請願（第84条～第89条）
- 第10章 秘密会（第90条・第91条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第92条～第95条）
- 第12章 規律（第96条～第103条）
- 第13章 懲罰（第104条～第109条）
- 第14章 公聴会（第110条～第115条）
- 第15章 参考人（第116条）
- 第16章 会議録（第117条・第118条）
- 第17章 協議又は調整を行うための場（第119条）
- 第18章 議員の派遣（第120条）
- 第19章 補則（第121条）

### 附則

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第16条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第69条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年12月15日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 奥 津 勝 子